

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除制度は、令和6年3月31日までの時限的な措置であるが、観光産業、農林業、建設業など道路を使用しない機械燃料の軽油について、申請によって課税免除され、これまで様々な産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、本市の冬季の重要な柱であるスキー・スノーボード等の観光産業では、スキー場グレンデ整備車、降雪機などに使う軽油がこの免税軽油制度の対象となっており、年々スキーヤーやスノーボーダーなどの減少により経営が厳しい中、安全・安心かつ快適なグレンデを提供するためには必要不可欠な措置である。また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能をもつ森林の管理を担う林業では、施業管理に必要な重機等に使う軽油が免税となっている。そのほか、農業や木材加工業などにおいて課税免除制度が活用されてきたところである。

今後この免税軽油制度が廃止されると、本市のような中山間地域の産業の柱であるスキー・スノーボード等の冬季観光産業や農林業などの経営は大きな負担増を強いられ、地域経済に計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、現行の軽油引取税の課税免除制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

岐阜県郡上市議会